平成 22 年 12 月 22 日

企業会計基準適用指針公開草案第44号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」

企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(改正平成 19 年 3 月 30 日)を次のように改正する(改正部分に下線を付している。)。

分に下級を打している。)。	
公開草案	現行
企業会計基準適用指針第 16 号	企業会計基準適用指針第 16 号
「リース取引に関する会計基準の適用指針」	「リース取引に関する会計基準の適用指針」
改正平成 19 年 3 月 30 日 最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会 平成 6 年 1 月 18 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会	改正平成 19 年 3 月 30 日 企業会計基準委員会 平成 6 年 1 月 18 日 日本公認会計士協会 会計制度委員会
適用指針	適用指針
適用時期等	適用時期等
適用時期	適用時期
76-2. 平成 XX 年改正の本適用指針は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始 する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	(新設)
	四半期財務諸表における取扱い
84. (削除)	84. 借手において第79項を適用した場合、年度の財務諸表では、
<u> </u>	改正前会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記する
	必要があるが、四半期財務諸表では当該注記は要しないものとす
	る。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適
	用するリース取引に係る金額が企業再編等により前年度末と比 較して著しく増減しているときは、通常の賃貸借取引に係る方法
	<u> 牧して者して追滅しているとさば、週帯の負負値取引に係る方法</u> に準じた会計処理を適用するリース取引に関して、当該著しく増
	減した期における四半期財務諸表において、以下を注記する。

公開草案	現行
	・ 著しく増加した場合:著しく増加したリース取引に係る未経
	過リース料期末残高相当額
	 著しく減少した場合:著しく減少したリース取引に係る前年
	度末の未経過リース料期末残高相当
	<u>額</u>
85. (削除)	85. 同様に、貸手において第82項を適用した場合で、年度の財務
00. <u>(13 kg/)</u>	諸表では、改正前会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に
	注記する必要があるが、四半期財務諸表では当該注記は要しない
	ものとする。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計
	処理を適用するリース取引に係る金額が企業再編等により前年
	度末と比較して著しく増減しているときは、通常の賃貸借取引に
	係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に関して、当該 著しく増減した期における四半期財務諸表において、以下を注記
	<u>者しく境域した期にのける四十期別務論表にのいて、以下を注記</u> する。
	・ 著しく増加した場合 : 著しく増加したリース取引に係るリー
	ス物件の期末残高及び未経過リース
	料期末残高相当額
	・ 著しく減少した場合:著しく減少したリース取引に係る前年
	<u>度末のリース物件の期末残高及び未</u>
	<u>経過リース料期末残高相当額</u>
結論の背景	結論の背景
	<i>4</i>
経緯	经编
<u>88-2. 平成 XX 年の改正では、平成 XX 年の企業会計基準適用指針第</u> 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の改正に	(新 設)
伴い、四半期財務諸表における取扱いに係る規定を削除した。	
11 4 1/ HI 1 MING THE COLOR OF THE CONTROL OF THE COLOR O	
	I

以 上